

みのおワーキング NEWS は、労働に関するセミナーの案内や関係機関からのお知らせ等の情報を掲載しています。

発行：箕面市 地域創造部 箕面営業室

〒562-0003 箕面市西小路 4-6-1 TEL072-724-6727(直通) FAX072-722-7655

～公益財団法人21世紀職業財団からのお知らせ～

21世紀職業財団

2023年度 ハラスメント防止関連公開セミナーのご案内

1. ハラスメント相談担当者セミナー ベーシック編

ハラスメントの基本的知識や相談対応の留意点など、相談担当者として身に付けておくべきスキルについて、ロールプレイを体験しながら学ぶ半日コースです。

<オンライン>

開催日時 2023年4月19日(水) 13:30～16:30 受講料 15,400円(テキスト購入別途)

2023年5月17日(水) 13:30～16:30 受講料 15,400円(テキスト購入別途)

開催方法 オンライン (Web会議システムZoom利用・全国どこからでもご参加いただけます。)

<会場集合型>

開催日時 2023年6月15日(木) 13:30～16:30 受講料 16,500円(テキスト代込)

場 所 鐵鋼會館5・6会議室 (大阪市中央区北久宝寺町3-5-12 御堂筋本町アバンビル11階)

2. <会場集合型>ハラスメント相談担当者セミナー アドバンス編

被害者、行為者、第三者への対応をロールプレイで体験します。相談担当になって1年未満の方でも、基礎的な内容から学べ、ロールプレイを通じて貴重な気づきが得られ研鑽を積む絶好のチャンスです。

開催日時 2023年7月13日(木) 9:30～16:30 受講料 31,900円(テキスト代込み)

開催方法 鐵鋼會館5・6会議室 (大阪市中央区北久宝寺町3-5-12 御堂筋本町アバンビル11階)

3. <オンライン>ハラスメント相談担当者セミナー 応用実践編

相談担当者のレベルアップのため、相談対応が難しいケースのロールプレイを中心に学んでいただき対応力の向上を目指す半日コースです。

開催日時 2023年8月24日(木) 13:30～17:00 受講料 18,700円(テキスト購入不要)

開催方法 オンライン (Web会議システムZoom利用・全国どこからでもご参加いただけます。)

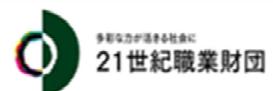
【お問合せ先】公益財団法人21世紀職業財団関西事務所

URL : <http://www.jiwe.or.jp>

E-mail : kansai@jiwe.or.jp

TEL (06) 4963-3820

FAX (06) 4963-3821



公益財団法人
21世紀職業財団

-目次-

- 2023年度ハラスメント防止関連公開セミナーのご案内 [公益財団法人21世紀職業財団]・・・1ページ
- 令和4年度大阪府内の最低賃金 [淀川労働基準監督署]・・・2～3ページ
- 求人申込みには、求人者マイページの活用をご検討ください！
人材開発支援助成金(定額制訓練)についてのご案内 [池田公共職業安定所]・・・4～5ページ
- 令和4年4月1日から女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出、情報公開が101人以上300人以下の事業主にも義務化されました！ [大阪労働局雇用環境・均等部指導課]・・・6ページ
- 労働相談センター「出張労働相談」等のご案内 [大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課]・・・7ページ
- BCP(事業継続計画)対策ををしましょう！ [箕面市]・・・8ページ

令和4年度大阪府内の最低賃金

	時間額(発効年月日)	適用の範囲
大阪府最低賃金	1,023円 (令和4年10月1日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者
特定最低賃金件名	時間額(発効年月日)	適用が除外される方
塗料製造業	1,031円 (令和4年12月1日)	(1) 18歳未満又は65歳以上の方 (2) 雇入れ後3月未満の技能習得中の方
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船舶用機関製造業	1,028円 (令和4年12月1日)	(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する方
		次の業務に主として従事する方 (1) ラベルはりの業務 (2) 手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務
		備 考
鉄鋼業	1,023円 大阪府最低賃金 (令和4年10月1日)	(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方の適用を受ける場合には、高い方の最低賃金が適用されます。
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	1,023円 大阪府最低賃金 (令和4年10月1日)	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,023円 大阪府最低賃金 (令和4年10月1日)	
自動車・同附属品製造	1,023円 大阪府最低賃金 (令和4年10月1日)	
自動車小売業	1,023円 大阪府最低賃金 (令和4年10月1日)	

賃金引上げをご検討の事業主の皆様へ 支援制度のご案内

- ① 中小企業・小規模事業者の状況に応じた専門家による無料相談
- ② 業務改善助成金・キャリアアップ助成金など、賃上げに伴う助成金
- ③ 他省庁が行う、賃上げに伴う補助金、税制控除、融資の支援策

詳しくは次ページ
をご覧ください！



最低賃金についてご不明の点がありましたら 大阪労働局労働基準部賃金課 (電話06-6949-6502)

または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。



(O50110)

賃金引上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ



支援制度 1 中小企業・小規模事業者の状況に応じた支援制度を提案します！

～社会保険労務士などの専門家が無料でご相談に応じます～

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、長時間労働の是正や同一労働・同一賃金の実現など、「働き方改革関連法への対応」に関する相談窓口を設けております。

- 専門家（社会保険労務士）が、相談窓口のほか、電話・メール・訪問など、ご希望の形で相談支援を行います。
- 「人材確保のための労務改善」「新型コロナウイルス感染症への対応」などのご相談にも対応します。
- 就業規則の改定、労働時間管理や賃金制度の見直し、各種助成金の紹介等に対応します。
- 地方公共団体・事業主団体・経済団体等が開催するセミナーや研修会に講師を派遣します。



詳しくは **大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**

大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階 TEL:0120-068-116

受付:平日9:00～17:00 (水曜のみ18:00まで) Email:hatarakikata@sr-osaka.jp

HP:<https://hatarakikatakakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/osaka.html>



どの支援が合うか迷ったら、このセンターに相談してみようね！

支援制度 2 賃金引上げを応援する制度

●業務改善助成金 ※中小企業向け

生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内最低賃金を一定額以上上げた場合、その設備等にかかった費用の一部の助成を受けることができる制度です。

詳しくは **業務改善助成金コールセンター** TEL:0120-366-440

もしくは**大阪労働局雇用環境・均等部 企画課分室 助成金第一係**

大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館9階 TEL:06-7223-8943



●キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）※中小企業以外も利用可能

すべて、または一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、実際に賃金を引き上げた場合に助成を受けることができる制度です。（業務改善助成金と併給調整になる場合があります。）

詳しくは **大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター**

大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階 TEL:06-7669-8900



●その他の賃金引上げ支援制度 ※中小企業向け

(1)中小企業等事業再構築促進事業

経済社会の変化に対応する思い切った事業再構築を支援する補助金。業況が厳しく最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者には最低賃金枠にて引き続き補助率・採択率を優遇

詳しくは、**事業再構築補助金事務局コールセンター：0570-012-088**



(2)中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業や個人事業主が、一定の要件を満たしたうえで賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度

詳しくは、**中小企業税制サポートセンター：03-6281-9821**

(3)企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取組む事業主に対し、設備資金や運転資金を特別利率で融資

詳しくは、**日本政策金融公庫：0120-154-505**

(2)



(3)



●「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」もご覧ください。



～池田公共職業安定所からのお知らせ～

ハローワークをご利用の事業主の皆さまへ

厚生労働省ではFAXの削減を含め、ペーパーレス化に取り組んでいます！

求人申込みには、

求人者マイページの活用をご検討ください！

「求人者マイページ」とは？

求人者サービスをオンライン上で受けられる事業主向け専用ページです。ハローワークにメールアドレスを登録後、パスワードを設定するだけで簡単に開設できます。

ご希望あれば、ハローワーク職員が訪問し、開設を支援します！

メリット①：いつでも、どこでも求人申込みができます！

パソコン・スマートフォン等から求人申込みできるので、在宅勤務や出張等で事業所にいなくても登録が可能です。

メリット②：職場の風景、自社製品等をPRできます！

求人票だけでなく、自社のPR画像を公開することができます。仕事の特徴や魅力を伝えることで、求職者のイメージアップ、応募につなげていくことが可能です。

メリット③：求職情報を検索し、「リクエスト」ができます！

ハローワーク求職者の情報を検索し、求職者の方へ「リクエスト」ができるので、積極的な採用活動を行うことが可能となります。

※ 「リクエスト」とは、公開された求職情報を求人者が見て、自社の求人に応募してほしい求職者を選定し、応募の検討を依頼するものです。

※ ハローワークに登録している求職者のうち、経歴、専門知識、資格や希望条件など求職情報を求人者にPR（公開）することを希望している方々の情報（氏名、連絡先などの個人が特定される情報を除く）を検索できます。

※ 有効中の求人がある場合に利用できます。

メリット④：過去に出した求人データを活用（転用）できます！

過去の求人履歴を利用して新たな求人申込みができるため、求人情報を自社で保存する必要がなく、管理もしやすくなります。

【お問い合わせ先】

ハローワーク池田 求人担当

TEL：072-751-2595（部門コード31#）

【求人者マイページの詳細はこちら】

ハローワークインターネットサービス

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>



厚生労働省

大阪労働局

ハローワーク池田

LL041110 首01

企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

人材開発支援助成金（定額制訓練）についてのご案内

- 「人への投資」を加速化するための訓練コースです。
その中でも定額制訓練は、労働者の多様な訓練の選択・実施を可能にする **定額受け放題研修サービス※（サブスクリプション）** が対象。
※ 1 訓練当たりの対象経費が明確でなく、複数の訓練を受けられるeラーニング及び同時双方向型の通信訓練です。

助成率・助成額

訓練にかかる受講料、オプション経費(初期設定費用など)が助成対象となります。

経費助成率

中小企業 60% (+15%)

大企業 45% (+15%)

() 内は生産性の向上が認められた場合に加算

助成額
(限度額)

定額制訓練は、受講者1人当たりの限度額は設定していません。
人への投資促進コースとして、**1年度当たり2500万円**が上限です。

活用例

様々なコンテンツの中から、従業員1人ひとりに合った訓練を行い、**知識を深めてほしい!**



訓練

- 訓練コース 営業職研修受け放題講座 (40名)
- 訓練内容
新入社員から管理職までの幅広い層に対応した
営業職に関するeラーニング訓練。
訓練経費 : **42万円**
(1名~50名まで1か月3.5万円×12月の料金)

助成内容(中小企業の場合)・成果

- 助成率・額
経費助成: 60%
- 助成額 (左記の訓練内容の場合の例)
経費助成: 252,000円
- 成果
1つの訓練契約で幅広い層に訓練を行うことができ、
企業全体の生産性向上に繋がった。

支給要件の詳細や具体的な手続きは下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 **大阪労働局 助成金センター** (Tel.06-7669-8900)
受付時間 8:30~17:15/土・日・祝日・年末年始休み



大阪労働局助成金センター

041202

～大阪労働局雇用環境・均等部指導課からのお知らせ～

令和4年4月1日から女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出、情報公表が
101人以上300人以下の事業主にも義務化されました！

女性活躍推進法では、女性の活躍に関する一般事業主行動計画の策定等が、常時雇用する労働者（※）の数が301人以上の企業に義務づけられていましたが、令和4年4月1日からは、101人以上300人以下の企業にも策定・届出と情報公表が義務化されました。

※常時雇用する労働者とは・・・

正社員だけでなく、パート、契約社員、アルバイトなどの名称にかかわらず、以下の要件に該当する労働者も含まれます。

- ①期間の定めなく雇用されている者
- ②一定の期間を定めて雇用されている者であって、過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者又は雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

常時雇用する労働者が301人以上の事業主は「男女の賃金の差異」の公表が義務となりました！

令和4年7月8日、厚生労働省令が改正され、女性の活躍に関する情報公表項目について、常時雇用する労働者数301人以上の事業主は、年に1回「男女の賃金の差異」の公表が義務となりました。初回の公表は、施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表することが必要です。

「男女の賃金の差異」の情報公表のイメージ

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	XX.X%
正社員	YY.Y%
パート・有期社員	ZZ.Z%

付記事項（例）

- ・対象期間：●●事業年度（●年●月●日～●年●月●日）
- ・正社員：社外への出向者を除く。
- ・パート・有期社員：契約社員、アルバイト、パートが該当。
- ・賃金：通勤手当等を除く。

※小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示。
※計算の前提とした重要事項を付記労働者の範囲、「賃金」の範囲等

「えるぼし」認定を目指しましょう！

一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。

認定取得のメリット

・認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」または「プラチナえるぼし」を商品や広告などに付すことができ、女性活躍推進企業であることをPRすることができます。また、そのことにより、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることが期待できます。

・認定を受けた企業は、公共調達で加点評価を受けることができ、有利になる場合があります。



女性活躍推進法に関するお問合せ先 大阪労働局雇用環境・均等部指導課

〒540-8527 大阪市中央区大手前4-1-67

大阪合同庁舎第2号館

TEL 06-6941-8940

女性活躍推進法について、詳しくは厚生労働省HP内「女性活躍推進法特集ページ」（右記QRコード）をご覧ください。



～労働相談センターからのお知らせ～

大阪府労働環境課「出張労働相談」等のご案内 (毎週木曜日、豊能府民センターで実施)

大阪府労働相談センターでは、「賃金を払ってくれない」、「職場でのハラスメントに悩んでいる」等、働く方、雇用する方からのさまざまな労働相談（電話、面談及びオンライン）をお受けしています。また、豊能、泉北、南河内地域において、出張相談を実施しています。相談は無料ですのでお気軽にご利用ください！

1 出張労働相談（毎週木曜日（祝日除く）：前日までに事前予約必要／面談のみ）

【ところ】大阪府豊能府民センタービル（池田・府市合同庁舎）1階ロビー
（池田市城南1-1-1 阪急池田駅から約500m）

【受付日時】 第1・3・5木曜日 10時から13時
第2・4木曜日 13時30分から16時30分

【お問い合わせ】06-6946-2600（大阪府労働環境課 大阪府労相談センター）

2 大阪府労働相談センターでの労働相談

【ところ】〒540-0033 大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館3階 大阪府労働環境課内

【受付日時】平日9時～12時15分 13時～18時まで（毎週木曜日は20時まで）

【お問い合わせ】

◆労働相談：06-6946-2600

◆専門家による特別労働相談（要予約／面談のみ）

弁護士、社会保険労務士及び医師、臨床心理士、産業カウンセラーが相談に応じます。

【受付日時】平日9時～12時15分 13時～18時まで（第1、3木曜日は20時まで）

◆セクハラ・女性相談：06-6946-2601（女性相談員の対応も可能です）

◆テレワークサポートデスク：06-6946-2608

◆オンライン相談：府HP「オンライン労働相談予約システム」から相談日前日までにご予約下さい。

※1枠45分 1日6枠／17時30分までの受付

<https://viewer.kintoneapp.com/public/1e4967824dce9a4e7389edadecf392c1#/>

◆外国語相談：06-6946-2600（英語、中国語、ベトナム語の通訳にて相談）

※日本語にて要予約／1回のみ／2時間

※上記以外の言語に関しましてはお問合せ下さい。

<新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、相談方法等が変更になる場合があります>

詳細は以下をご確認ください。

<https://rsc-osaka.jp/>

ホームページが新しくなりました！



<大阪府労働環境課 メールマガジンのご案内>

労働問題、職場のハラスメント防止、職場の健康管理、ワーク・ライフ・バランスなど労働関係の地域セミナーや就職応援イベントなどの情報をお届けします。（登録無料）

メールマガジンの登録は、

こちら→

労働関係情報メール



または右のQRコードを読み込んでアクセスしてください。



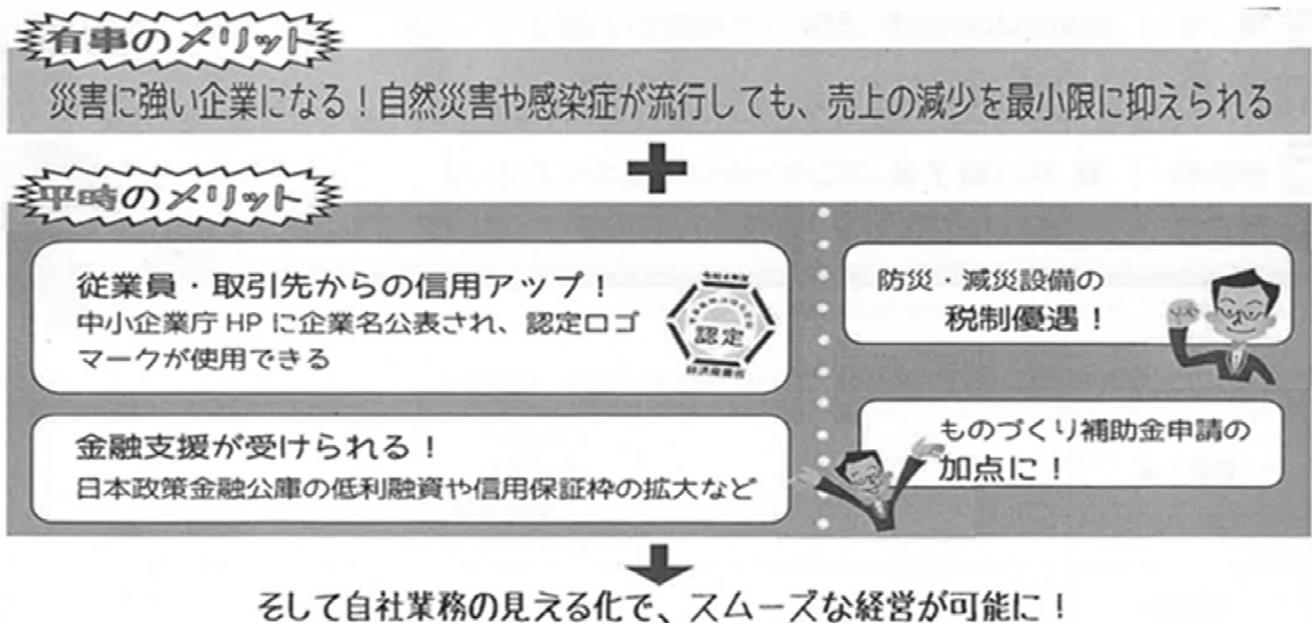
～箕面市からのご案内～

BCP（事業継続計画）対策をしましょう！

BCPとは「Business Continuity Plan」の頭文字を取った言葉で、企業が緊急事態時の被害を最小限に抑え、事業が継続できるように対策や方法をまとめた計画のことです。大規模な自然災害やウイルスの流行等、企業はあらゆる緊急事態が起きた際に、事業を継続・早期復旧させる必要があります。

近年で言えば、新型コロナウイルス感染症や電気・ガス・物価の高騰等で経済に大きな影響を与えたのは記憶に新しいと思います。今後同じような事象が起こった際に事業が継続出来なければ、企業は取引先や顧客からの信用を失い、倒産する可能性も出てきます。

そのような事態を回避するために重要な役割を担うのがBCP対策である。



※ BCP（事業継続計画）は不測の事態が発生した場合でも、企業としての事業を停止させないように、あらかじめ備えておく計画のこと。アメリカやイギリスのビジネスシーンで2001年9月11日の世界同時多発テロを受けて全世界でも考えられるようになった計画です。

日本では2011年3月11日に発生した東日本大震災の発生でBCPの策定を考える企業が大幅に増加し、浸透していきました。

新型コロナウイルス感染症の拡大や物価高等の影響により、事業の停止や活動の制限が起こり、大打撃を受けた企業が多かったことから、重要であると再度注目されている対策です。介護業等では2024年からBCPの策定が義務づけられました。